特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	予防接種に関する事務						
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種の実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。						
③システムの名称	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年3月31日で使用終了】						

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録

3. 個人番号の利用

	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
--	--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号	こと ことでは利用特別	定個人情報の提供に関する命令 定個人情報の提供に関する命令	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部健康増進課
②所属長の役職名	福祉部健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	連絡先 福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した							
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人未	満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年1月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
- 2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それる	ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
該当の事務において、申請・情報照会等により特定個人情報を取得する実例はなく、情報漏スクは生じていない。今後、特定個人情報の取得・特定個人情報の記載がある書類の保管・生じる場合においても、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ライン」の留意事項等を遵守して対応を行う想定であり、人為的ミスが発生するリスクへの対であると考える。								

9. 監査									
実施の有	無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部	監査		
10. 従業	10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に	対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	-		
11. 最も	優先度が高いと考	きえられる	る対策		[]全	項目評価又は重点項	目評価を実施	する	
最も優先る対策	度が高いと考えられ	<選択服 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事なに使い で使用るリン でもれるよる でもなった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	への対策 要のない情報 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	最との紐付けが行われる クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシ トの入手が行われるリス な提供が行われるリスク・	ィステムを通じた提供 クへの対策] を除く。)	
当該対策	は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3		
判	断の根拠	るようア 限の所	クセス制限を行ってお	り, かつ, 3当者研修	定期的にアク	ができる端末, 職員, 参! 7セスログの確認を行って ま時のログアウト徹底や	ている。また、アク	フセス権	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番17, 18,	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番16-2,	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部健康増進課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	事後	
平成28年4月1日		東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番16-2,	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番16-2,	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	福祉部健康増進課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	1.特定個人情報ファイルを取	予防接種法に基づき,政令で定めるものについて予防接種を実施し,住民全体の免疫水準	予防接種法に基づき,政令で定めるものについて予防接種を実施し,住民全体の免疫水準	事前	
令和3年2月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項,別表第一項番10,平成26年内閣府·総務省令第5号 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一項番10,93の2・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条,	事前	
令和3年2月22日		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番16-2,	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2,	事前	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準		事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一項番10,93の2	番号法第9条第1項 別表第一項番10,93の2番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2,	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2,	事後	
令和4年2月15日	3.評恤夫施筬渕 -ぬりる担ヨ	福祉部健康増進課	福祉部健康増進課 福祉部住民課	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当		福祉部健康增進課長 福祉部住民課長	事後	
令和4年2月15日	8.特定個人情報ファイルの取	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
令和4年2月15日	1.对家人致	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	2.取扱者致	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	4.情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 ·番号法第19条第8号 別表第二項番16の2,	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2,	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	福祉部健康増進課 福祉部住民課	福祉部健康増進課 村民生活部住民課	事後	
今和5年2月6日	T 関連情報	福祉部健康増進課長 福祉部住民課長	福祉部健康増進課長 村民生活部住民課長	事後	
令和5年2月6日	│Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大 字村松2005番地 029-282-2797	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	2.取扱首致	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	1.对家人致	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅲ│★□値判断項目	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	を維持するとともに、予防接種の費用の一部を 公費で負担することにより、感染症の予防及び 罹患による重症化を予防する。また、新型イン フルエンザ等対策特別措置法による新型イン フルエンザの予防接種の実施に関する事務を 行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を 行う。		事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年3月31日で使用終了】	事後	
	I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一項番10,93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情 報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条, 第67条の2	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 17, 18, 19, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の 2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 16の3, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の 2, 第12条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 27, 28, 29の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 26の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	福祉部健康増進課 村民生活部住民課	福祉部健康増進課 村民生活部住民課	事後	
令和7年3月28日	部署 ②所属長の役職名	村民生活部住民課長	福祉部健康増進課長	事後	
令和7年3月28日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部健康增進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		該当の事務において、申請・情報照会等により 特定個人情報を取得する実例はなく、情報漏 洩等のリスクは生じていない。今後、特定個人 情報の取得・特定個人情報の記載がある書類 の保管・廃棄等が生じる場合においても、「マイ ナンバー利用事務におけるマイナンバー登録 事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項 等を遵守して対応を行う想定であり、人為的ミ スが発生するリスクへの対策は十分であると 考える。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月19日			東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	